平成２２年（フ）第１６９３８号
東京都小金井市本町１丁目20―７―202
債務者　山田　　晃
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６１６号
静岡県島田市中溝町1487番地の１　レオパレス中溝Ａ棟103号室
債務者　岡元　淳子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
長崎県平戸市田平町山内免458番地７
債務者　赤野　正一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市字古謝1032番地　共立マンション103号
債務者　ナミヒラエルマラサカ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１９９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋530番地２　ウインズブレス3001号
債務者　仲村かすみ（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４７９号
青森県弘前市大字寒沢町５番地76、居所神戸市東灘区深江南町１丁目17番１―405塩本方
債務者　中田　眞紀
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾４番地８
債務者　平山　恭彦
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
青森県つがる市木造赤根13番地69
債務者　浜山まさ子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
青森県つがる市木造千代田末楽122番地２
債務者　成田佳代子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
青森県北津軽郡鶴田町大字胡桃舘字池田10番地11
債務者　成田　孝子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
青森県五所川原市字布屋町26番地１　サンエース307号
債務者　木村　正美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字下前40番地８
債務者　柏崎　裕一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
青森県西津軽郡深浦町大字関字栃沢535番地
債務者　木村安希子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
青森県つがる市柏玉水米袋38番地９　ハウスＴ柏Ｂ―１―１号、住民票上の住所青森県北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木140番地29
債務者　阿部　裕幸
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
青森県つがる市木造福原妻元45番地１
債務者　鎌田　陽子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係